

## 高等教育の修学支援新制度について

本学は令和元年 9 月 20 日付で、「高等教育の修学支援新制度」の支援対象機関として文部科学大臣より認定されました。

令和元年 9 月に本制度給付奨学金の予約採用手続き申請手続きを行い支援が決定した方は、授業料減免の対象になります。(採用候補者決定通知書は、12 月～1 月に本人へ通知予定)

本学における同制度への対応は以下のとおりとします。

### 1. 学費の取り扱い

#### ① 入学金

所定の入学金(30 万円)を入学手続き期限までに一旦全額納付いただき、支援内容確定後(令和 2 年 5 月頃)に減免分を還付します。

#### ② 授業料等

延納の手続きをしていただき、支援内容が確定した後(令和 2 年 5 月頃)、減免された授業料を納付いただきます。

### 2. 授業料減免の手続き

#### ① 合格後(令和元年 10 月～令和 2 年 3 月)

- ・給付奨学金の予約採用申請手続きを行った方は、大学にご連絡ください。本学より「延納願」を送付しますので、署名・押印のうえご返送ください。
- ・「予約採用候補者決定通知書」(12 月～1 月本人宛に送付予定)を受け取った方は、受け取り次第、通知の写し(コピー)を大学にご提出ください。
- ・入学金を所定の期日までに全額納付してください。

#### ② 大学入学後(令和 2 年 4 月)

大学入学後、本学の指示に従い、速やかに下記の書類を提出してください。

- ・「進学届」
- ・「大学における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定に関する申請書」

#### ③ 支援内容の決定(令和 2 年 5 月頃)

- ・支援内容が確定しますので、本学の指示に従い、授業料を納付してください。
- ・入学金のうち減免分を還付します。

### 3. その他

#### ① 給付奨学金・授業料減免制度の併用

授業料減免制度の適用を受ける方は、原則として給付奨学金の手続きも必要になります。何らかの事情により、一方の制度のみ適用する必要がある方は、ご相談ください。

②給付奨学金の手続きを行ったが、既に授業料等を納付された方

給付奨学金の手続きを行った方で、既に授業料等まで全額納付された方につきましては、大学にご連絡いただき、「予約採用候補者決定通知書」の写し(コピー)を大学にご提出ください。支援内容が確定した後、減免分を還付します。

③給付奨学金の手続きを行わなかった方

給付奨学金の手続きを行わなかった方で、授業料減免制度の適用を受けたい方は、入学後在学採用の手続きをしていただく必要があります。この場合、入学金及び授業料につきましては、一旦全額納付いただき、支援内容が確定した後、減免分を還付します。

以上

【お問い合わせ】

リハビリテーション学部

0120-86-7810

〒574-0011 大阪府大東市北条5丁目11番10号

看護学部

TEL:0120-11-2623

〒574-0001 大阪府大東市学園町6番45号